

伝統的木工技術継承の助成制度を創設

地域の伝統的な技法の活用を促進し、技術の継承と地場産業の振興、良好な景観の保全を推進することを目的に、地域の伝統的な技法により新築または既存の建造物の修景工事を対象に助成する制度を創設

助成要件

- ・高山市景観計画に規定する良好な景観の形成に資するもの
- ①市内の建造物の修景等で、道路等公共空間から眺望できる部分
- ②店舗等の内装部分
- ③それらを維持するために必要な構造の部分
- ④塀や庭等の外構部分

助成額
最大50万円（助成率1/3）

耐震工事に助成

助成要件

- ・岐阜県木造住宅耐震相談士の耐震診断の結果、耐震改修が必要な木造住宅（昭和56年5月31日以前に建築）であるもの
- ・所定の強度が確保できる計画であるもの
- ・岐阜県木造住宅耐震相談士が設計・監理を行うもの

助成要件

- ・昭和25年11月23日以前に建築され、石場建てなど伝統的な構法で建築された木造建築物を所有している方
- ・市の伝統構法木造建築物耐震化マニュアル講習会を受講された建築士による診断が必要

助成額
耐震診断・最大30万円（助成率10/10）
耐震改修工事・最大180万円（助成率10/10）（防火・準防火地域は210万円）

申込期間
10月下旬まで（おおむね年内に工事が完了するもの）

ブロック塀や老朽空き家の取り壊しに助成

助成要件

- ・倒壊のおそれのあるブロック塀等のうち、道路や公園などに面する部分を撤去する所有者の方（一部撤去を含む）

助成要件

- ・個人が所有する老朽化して倒壊などのおそれのある危険な空き家等の除却をしようとする家屋の所有者またはその相続人

助成額
最大100万円（対象経費の1/2）

アスベスト含有調査・除却に助成

助成要件

- ・最大25万円（助成率10/10）

申込期間
9月下旬まで（おおむね年内に調査が完了するもの）

助成要件

- ・最大200万円（助成率2/3）

申込期間
9月下旬まで（おおむね年内に工事が完了するもの）

いづれの助成制度も、市税の滞納のない方が対象です。また、補助金交付決定前に工事着手された場合は、補助の対象となりません。

問合せ 建築住宅課 ☎35-3159

固定資産税が減額に

住宅の耐震改修工事や省エネ改修工事、バリアフリー改修工事を行った場合、翌年度の固定資産税が減額される制度があります。

共通事項
令和4年3月末までに工事が完了するもの

申込方法
工事終了後、3カ月以内に税務課（本庁2階）へ申請してください。

耐震改修工事の場合

- ▽昭和57年1月1日以前から所在する住宅
- ▽現在の耐震基準に適合する改修であること
- ▽工事が50万円を超えるもの

省エネ改修工事の場合

- ▽平成21年1月1日以前から所在する住宅（貸家を除く）であること
- ▽一定要件を満たす省エネ改修であること（窓をはじめ、天井や壁、床の断熱などの工事など）
- ▽改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下で、かつ、居住部分の床面積の割合が全体の1/2以上であるもの
- ▽工事費の自己負担額が50万円を超えるもの

バリアフリー改修の場合

- ▽新築されてから10年以上経過した住宅（貸家を除く）であること
- ▽一定要件を満たすバリアフリー改修であること（段差の解消や手すりの設置など）
- ▽修繕後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下で、かつ、居住部分の床面積の割合が全体の1/2以上であるもの
- ▽次のいずれかの方が居住していること

- ・65歳以上の方
- ・介護保険において要介護認定または要支援認定を受けている方
- ・障がい者の方

問合せ 税務課 ☎35-3627

広報ID
耐震改修 10000412
省エネ改修 10000413
バリアフリー改修 10000411

